

第2号議案 農業用施設対策積立金規程の制定について

農業用施設対策積立金規程の制定について、次のとおり承認を求める。

農業用施設対策積立金規程

(目的)

第1条 老朽化が進む農業用施設に対応し、将来的に必要な施設の設置及び改修、耐震化、災害などによる施設の損害、遊休資産の取り壊しなどに備えるため、目的積立金を造成する。

(名称)

第2条 この目的積立金は「農業用施設対策積立金」という。

(積立目標額)

第3条 積立金の積立目標額は50億円とする。

(積立基準)

第4条 積立金は、毎事業年度の剰余金（繰越欠損のある場合には、これを補てんした後の残額）の10分の1に相当する金額を基準として積立てることができる。

(取崩基準)

第5条 次の事象が生じた場合に、理事会の決議により必要と認めた金額を取り崩す。

- (1) 農業用施設を新たに設置・改修することにより、多額の費用が発生した場合
- (2) 農業用施設の耐震化により、多額の費用が発生した場合
- (3) 自然災害等による農業用施設等の損失発生により、多額の費用が発生した場合
- (4) 遊休資産の取り壊しなどにより、多額の費用が発生した場合

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、総会の決議による。

附則 この規程は、令和7年6月27日から実施する。